

**川西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
(昭和 46 年川西市条例第 40 号) 一部改正 (案)
修正対比表**

項目	パブリックコメント時 ※ ———— ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ ———— ：今回追加となった部分	修正理由
資料 3 条例第 2 条	(用語の定義) 第 2 条 この条例に おいて、次の各号に掲げる用語の意義は、 法の定めるところによる。	(用語の定義) 第 2 条 この条例に <u>おける、用語の定義は</u> 法の定めるところによる。	ご意見を踏まえ、条文を修正しました。
資料 3 条例第 5 条、6 条、7 条	第 4 条 (事業者の責務) 第 5 条 (清潔の保持) 第 6 条 (一般廃棄物の処理計画) 第 7 条 (市民の協力義務) 第 8 条 (多量の一般廃棄物)	第 4 条 (事業者の責務) <u>第 5 条 (市民等の責務)</u> <u>第 6 条 (清潔の保持)</u> <u>第 7 条 (一般廃棄物の処理計画)</u> 第 8 条 (多量の一般廃棄物)	ご意見を踏まえ、条文の位置を変更しました。